

様

公益財団法人広島観光コンベンションビューロー
理 事 長

観光関連見本市等出展助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、観光関連見本市等出展助成金交付要綱に基づく助成金について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 助成金交付承認金額 円以内
※ 助成金は、事業実績報告書を提出後、助成金交付採択額の範囲内で助成金額を確定し交付します。
- 2 交付条件
 - (1) この助成金は、次の見本市等に出展する経費に充てること。

見本市等の名称：

 - (2) 事業の内容を変更し、又は事業に要する予算を変更するときは、あらかじめ理事長の承認を受けること。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめビューロー理事長の承認を受けること。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、すみやかに理事長に報告してその指示を受けること。
 - (5) この助成金による事業の収支については、その都度証拠書類を取りそろえ、また所定の帳簿にその予算の出納の一切の事項を明確に記入しておくこと。
 - (6) 申請内容に虚偽の事項があったとき、又はこの助成金の交付条件に違反したときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (7) 事業終了後40日以内の日及び交付決定通知日の属するビューローの会計年度の末日のうち先に到来する日までに、事業実績報告書を理事長に報告すること。
 - (8) その他、事業の執行にあたっては、観光関連見本市等出展助成金交付要綱及び広島市補助金等交付規則を遵守すること。
 - (9) 助成金の交付を受け見本市に出展した際、当財団が指定する内容をパネル等に明示すること。また、事業実績報告書以外にも事業の成果に関する資料の提出を求められた場合は提出すること。